滝上町告示第47号

滝上町不妊治療費助成事業実施要綱（令和５年告示第62号）の一部を次のように改正し、令和６年３月31日から適用する。

令和６年４月１日

滝上町長　　清　原　尚　弘

第２条第１号中「医療機関」を「医療法（昭和23年法律第205号）の規定による病院及び診療所（以下「医療機関」という。）」に改める。

第３条の見出し中「交付」を削る。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

様式第１号を次のように改める。